

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年7月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所: 福島県須賀川市小倉字東山地区

原動力の種類: 風力(陸上)

出 力: 23,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年	1月27日
環境大臣意見受理	平成29年	4月14日
経済産業大臣意見発出	平成29年	4月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年	1月23日
住民意見の概要等受理	平成31年	4月15日
福島県知事意見受理	令和元年	6月13日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	7月19日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

植生の調査については、対象事業実施区域及びその周辺区域の地形を踏まえ、調査の方法及び範囲等を検討して、現状を的確に把握したうえで実施すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)